

償却資産申告書の提出は横浜市償却資産センターにお願いします！ (提出期限は平成28年2月1日(月)です！)

【提出先・問合せ先】

横浜市償却資産センター

〒231-8343
 横浜市中区真砂町2丁目22番地 関内中央ビル10階
 TEL:045-671-4384 FAX:045-663-9347
 受付時間 午前8時45分～午後5時15分
 (土・日・祝日・年末年始を除く)

Q 申告書にはマイナンバー又は法人番号を記載する必要がありますか？

A 平成28年1月1日以降にご提出していただく申告書については、個人の方はマイナンバー、法人の方は法人番号を記載していただきます。

※法人番号とは…

株式会社などの法人等に指定される13桁の番号で、マイナンバーと異なり、原則として公表され、どなたでも自由に利用できます。

詳しくは国税庁ホームページを御覧ください。

(<https://www.nta.go.jp/index.htm>)

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まります！

住民票を持つ人たち1人に1つずつ配布される12桁の個人番号（マイナンバー）を、法令に基づく「社会保障・税・災害対策」の3分野で利用し、「行政事務の効率化」、「国民の利便性の向上」、「公平・公正な社会の実現」を目指します。

本人確認資料等に使える個人番号カードは、申請により交付されます（無料）。

- ・通知カードが各世帯に送付される際には、個人番号カードの申請書が同封されています。
 - ☞ 申請により、個人番号カードを28年1月以降、区の窓口で、**初回は無料**で受けることができます。
 (有効期間は20歳以上10年、20歳未満5年。再交付は有料の予定。)
 - ※ 現在お持ちの住民基本台帳カードは、有効期間内はそのまま使えます。
- ・個人番号カードは、様々な用途で利用可能です。
 - ☞ **公的な本人確認資料として、利用できます。**
 - ☞ e-Tax（確定申告）など**公的個人認証**を使用した電子申請が利用できます。
 - ☞ マイナポータル(情報等記録開示システム)が利用できます(年金等の社会保険料の支払い状況等)。



【個人番号カードのイメージ（表）】



【個人番号カードのイメージ（裏）】



※プラスチック製

【表面】

氏名、住所、生年月日、
本人の写真

【裏面】

マイナンバー等
ICチップ搭載

横浜市マイナンバー制度コールセンター

0570-045-506

平日・土曜 9時～17時

(日曜、祝日、年末年始を除く)

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合は、045-367-5272へ

内閣府コールセンター

0570-20-0178

平日 9時30分～17時30分(日曜、祝日、年末年始を除く)

※ 外国語(英・中・韓国・スペイン・ポルトガル語)対応は 0570-20-0291へ